

## ○羽村市難病患者福祉手当条例施行規則

昭和57年3月31日規則第5号

### (趣旨)

第1条 この規則は、羽村市難病患者福祉手当条例（昭和57年条例第10号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

### (特殊疾病の範囲)

第2条 条例第2条に規定する規則で定める特殊疾病とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する指定難病及び東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。以下「東京都規則」という。）別表第一の疾病名欄に掲げる疾病とする。ただし、前述の疾病のうち、法第7条第1項各号に該当しないと認めると並びに東京都規則別表第一の対象者欄の一の本文及び二に掲げるものに該当しないと認めるとときは、特殊疾病としない。

### (所得の額)

第3条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 加算対象扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第33号に規定する同一生計配偶者（次号において「同一生計配偶者」という。）及び同条第34号に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。）のうち、控除対象扶養親族（同条第34号の2に規定する控除対象扶養親族をいう。次号において同じ。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。）がない場合 360万4千円

(2) 加算対象扶養親族等がある場合 360万4千円に次に掲げる額を加算した額

ア 当該加算対象扶養親族等（70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族（所得税法第2条第34号の4に規定する老人扶養親族をいう。以下この号において同じ。）又は特定扶養親族等（同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）の数に38万円を乗じて得た額

イ 当該加算対象扶養親族等（70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に48万円を乗じて得た額

ウ 当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に63万円を乗じて得た額

### (所得の範囲)

第4条 条例第2条第3項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（所得の額の計算方法）

第5条 条例第2条第3項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額から

それぞれ控除するものとする。

- (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額。ただし、扶養義務者の所得の場合にあっては、社会保険料控除額は8万円とする。
- (2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者（難病患者本人の所得の場合にあっては、その者を除く。）1人につき、27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合は、40万円）
- (3) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (4) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第8号の2に規定する控除を受けた者については、35万円
- (5) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(施設)

第6条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）をいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設であって、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する福祉施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体の負担において援護が行われている施設であって市長が定める施設

(受給資格の認定申請)

第7条 条例第4条の規定による受給資格の認定申請（以下「申請」という。）は、難病患者福祉

手当認定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 法7条第4項に規定する医療受給者証（以下「受給者証」という。）又は東京都規則第6条に規定する医療券（以下「医療券」という。）の写し（ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項に定める医療受給者証の交付を受けている者は、条例第2条に規定する疾病を有することの医師の証明書をもって受給者証又は医療券の写しに代えることができる。）

(2) 前年の所得（1月から7月までに行う申請については、前々年の所得）の状況を証する書類

（認定の通知）

第8条 市長は、申請を受理したときは、条例第2条に定める支給要件に該当しているか否かを審査し、受給資格があると認めたときは、難病患者福祉手当認定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、受給資格がないと認めたときは、難病患者福祉手当却下通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知する。

（支払時期の特例）

第9条 条例第6条のただし書に規定する「特別の事情」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) 支給期日が経過した後において支給するとき。
- (3) 災害、疾病等市長が特に必要と認める事由があるとき。

（受給資格消滅の通知）

第10条 条例第7条の規定により受給資格が消滅したときは、難病患者福祉手当受給資格消滅通知書（様式第4号）により、当該受給者であった者又はその者の同居の親族に通知する。

（認定の取消通知）

第11条 条例第8条の規定による認定の取消しは、難病患者福祉手当認定取消通知書（様式第5号）により通知する。

（未支払の手当）

第12条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき難病患者福祉手当（以下「手当」という。）で未支払のものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の親族その他市長が適当と認めた者に支払う。

(手当の返還請求)

第13条 条例第7条の規定により受給資格が消滅した月の属する以後について、既に支払われた手当があつたとき及び条例第8条の規定による手当の返還請求は、難病患者福祉手当返還請求書(様式第6号)により、手当を返還すべき者に通知して行う。

(届出)

第14条 条例第9条の規定による届出は、難病患者福祉手当受給異動届(様式第7号)により届け出なければならない。

(現況届)

第15条 受給者は、毎年6月1日から7月31日の間に、難病患者福祉手当受給者現況届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めないときはこの限りでない。

(台帳登載)

第16条 市長は、難病患者福祉手当台帳(様式第9号)を備え、第8条第1項の規定により難病患者福祉手当認定通知書を交付した者を、これに登載する。